

令和4年2月3日

指定特定相談支援事業所 管理者 様
指定障がい児相談支援事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」において、今後講じるべき施策について提言がとりまとめられました。

つきましては、当該提言を踏まえた障がい保健福祉関係の留意事項等のうち、ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援の実施において留意していただきたい点を次のとおりまとめましたので、ご確認のうえ、引き続き適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 基本事項

ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施するに当たっては、ヤングケアラーが世帯におり、配慮が必要なこと等の利用者の個別性を踏まえたサービス等利用計画の作成、適切な頻度でのモニタリングの実施、これらに際しての医療・保育・教育等の関係機関との連携が重要ですので、これらに留意した計画相談支援の実施をお願いします。

特に、サービス担当者会議の開催に当たっては、参加者にヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者を含めたり、当該教育機関等の主催する支援の方向性を検討する会議等に参加するなどの積極的な連携をお願いします。

2 モニタリング期間の設定について

モニタリング期間の決定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則において実施標準期間が示されていますが、同時に個別の状況を勘案することとされています。

令和3年4月27日付事務連絡「令和3年度報酬改定にかかる計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費の取扱いについて」にて、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、モニタリング頻度を標準よりも短い期間で設定することが望ましい例をお知らせしましたが、ヤングケアラーのいる世帯におけるモニタリング期間の設定においては、これらを踏まえ、適切な頻度の提案をお願いします。

3 算定可能な加算について

ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施した際には、次の加算を算定できる場合がありますので、各加算の要件を確認のうえ、適宜算定をお願いします。

(1) 医療・保育・教育機関等連携加算

本加算は、病院、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員等と面談を行い、利用者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に算定できるものです。

本加算の算定要件に係る面談には、ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合を含みます。

(2) 集中支援加算

本加算は、予定されたモニタリング月以外の月に関係機関の主催する利用者の支援を検討する会議に参加した場合に算定できるものです。

上記の会議への参加については、ヤングケアラーの状況等を踏まえた障がい福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合を含みます。

ただし、本加算は臨時的、不定期な業務について報酬上の評価を行うものですので、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しの検討をお願いします。

4 介護給付費等の支給決定の際に勘案すべき「介護を行う者の状況」について

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、特に中高生のヤングケアラーが福祉機関や専門職から「介護力」と見られ、ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービス等の利用調整等が行われるケースがあると指摘されています。

サービス等利用計画の作成等に当たっては、こどもがいる家庭において、こどもらしい暮らしが奪われることのないよう留意していただくとともに、特にこどもが主たる介護者となっている場合は、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮していただきますようお願いします。

5 居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護について、その利用者が親として育児をしているが、こどもの世話が十分にできない場合であって、次の①から③の全てに該当する場合には、個々の利用者、こども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、「育児支援」としてサービスの対象範囲に含むことができます。

- ① 利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）のこどもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

この取扱いは、ヤングケアラーの親が居宅介護等の利用者である場合についても同様であり、ヤングケアラーが親に代わって行う家事・育児等についても、必要に応じて対象範囲に含むことができますので、こどもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等を勘案し、適切にサービス提供が行われるよう支援をお願いします。

【お問合せ先】

- ・計画相談支援に関すること：
障がい福祉課（担当：和田・樋口・綾塚）
電話 6208-7939 FAX 6202-6962
- ・障がい児相談支援に関すること：
障がい支援課（担当：片岡・山之内）
電話 6208-8076 FAX 6202-6962